

共団体に対する定額減税減収補填特例交付金の額に当該年度の第三条の二第一項に規定する定額減税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

3 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前二項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参照して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

4 地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

5 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定めた場合における前年度の関係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(地方特例交付金の算定及び交付に関する都道府県知事の義務)

第六条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。

(地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出等)

第七条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の地方特例交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の地方特例交付金の額の算定に用いる資料を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

(交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第七条の二 総務大臣は、地方特例交付金を各都道府県及び各市町村に交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後初めて第四条第一項の規定により決定し、又は変更する額に加算し、又はこれから減額した額をもつて各都道府県及び各市町村に交付すべき額とするものとする。

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第八条 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第一項の規定の適用について、当分の間、同項中「当該道府県の特別法人事業譲与税」とあるのは「当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第一項に規定する地方特例交付金（以下この項において「地方特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事業譲与税」と、「当該市町村の環境性能割交付金の收入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の環境性能割交付金の收入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市の環境性能割交付金の收入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該指定市の環境性能割交付金の收入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方特例交付金の額の百分の七十五の額」とする。

2 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項

一一 市町村たばこ税都道府県交付金

と

当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等

あ

る

の

一一 市町村たばこ税都道府県交付金 付金

十一 の二 地方特例交付金

と

同 項

の

市

町

の

項

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

(地方財政審議会の意見の聴取)

第十条 総務大臣は、地方特例交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び第四条の規定により各地方公共団体に交付すべき地方特例交付金の額を決定し、又は変更しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならぬ。

第十一條 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、命令で定める。

(事務の区分)

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成十一年度分の交付金、同年度に許可される地方債及び同年度分の地方交付税から適用する。ただし、第十七条の規定は、平成十二年四月一日から施行する。

第二条 平成十一年度に限り、第二条の規定の適用については、同条第一項第一号中「附則第四十条第二項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは「附則第四十条第六項及び第七項」と、同項第四号中「附則第四十条第二項から第五項まで、第八項及び第九項」とあるのは「附則第四十条第五項、第八項及び第九項」とする。

(平成十一年度における四月交付分の交付金の額の特例)

税の所得割及び法人税割、法人の行う事業に対する事業税並びに道府県たばこ税並びに市町村民税の所得割及び法人税割並びに市町村たばこ税に係る平成十年度の同表の基準税額等を参照し、自

（平成二十六年七月一日施行）
附則（平成二十六年七月一六日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一、第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得る）とに係る部分に限る。）に限る。）、第四十一条中自然公園去附則第九項及び第十項の改正規定（司法附則第十一項に係る部分に限る。）、第一百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四

百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条を並びに第二百二十二条の規定（公布の日

(国等の事務)

（百五十九条）この法律による改正前のそれそれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前にあって地方公共団体の機関が法律又はこれに基く政令により管理して行なうる國・他の地方公共団体その他公團体の事務（附則第百六十二条において「國等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により當該地方公共団体の事務として

（不服申立てに関する経過措置）
（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の

2 標定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。
前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が、当該機関が行政不服審査法の規定により処理する二種類ある事務は、新地方自治法第二条第七項第

一號に規定する第一号法定受託事務とする。
（二つ目）を當該文書へつまむ。

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)
第二百五十条 新地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地

方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日) 附則(平成一年二月二日法律第一六〇号)抄

第一条 この法律（第一条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五條（平成十五年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

5 平成十五年度分の地方交付税に限り、都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「たばこ税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第十号。以下この項において「平成十五年地方交付税法等改正法」という。)附則第五条第一項第一号亦に掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率(以下この項において「平成十五年度減税都区調整率」という。)を乗じて得た額(以下この項において「平成十五年度減税都区調整額」という。)の百分の七十五に相当する額の合算額と、「自動車取得税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額とあるのは、「自動車取得税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十五年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号へに掲げる額に平成十五年度減税都区調整率を乗じて得た額(以下この項において「平成十五年度減税自動車取得税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額の合算額と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは、「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十五年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額を平成十五年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

6 平成十五年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によつて読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「交付金調整額」とあるのは、「交付金調整額並びに都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第十号)附則第五条第一項第一号亦に掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額及び都に係る同号へに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

(施行期日) 附則 平成六年三月三日法律第七号抄

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三二二号 附則（平成一六年三月三一日法律第一八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第四条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置

平成十六年度に限り、地方公共団体に対し四月に交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第九条第一項の規定にかかるらず、は該都道府県に対する平成十五年度分の第一種交付金（第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「旧法」という。）

する第一種交付金をいう。以下この条において同じ。)の額に平成十六年度分の減税補てん特例交付金(第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(以下この条において「新法」という。)第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金をいう。以下この条において同じ。)の総額の平成十五年度分の第一種交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び平成十六年度分の税源移譲予定特例交付金(新法第三条第二項に規定する税源移譲予定特例交付金をいう。)の総額を総務省令で定めるところにより官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県の人口をあん分した額のうち当該都道府県に係る額の二分の一に相当する額の合算額として総務省令で定めるところにより算定した額とし、市町村(特別区を含む。以下同じ。)にあっては当該市町村に対する平成十五年度分の第一種交付金の額に平成十六年度分の減税補てん特例交付金の総額の平成十五年度分の第一種交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

旧法の規定により交付された第一種交付金は、新法の規定による減税補てん特例交付金とみなす。

第五条

4 平成十六年度分の地方交付税に限り、都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「地方消費税交付金」という。の交付見込額の百分の七十五に相当する額とあるのは「地方消費税交付金」という。の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る地方交付税法等一部を改正する法律(平成十六年法律第十八号)。以下この項において「平成十六年地方交付税法等改正法」という。附則第五条第一項第一号へに掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率(以下この項において「平成十六年度減税都区調整率」という。)を乗じて得た額(以下この項において「平成十六年度減税都区調整額」という。)の百分の七十五に相当する額の合算額と、「たばこ税調整額」という。の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十六年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号トに掲げる額に平成十六年度減税都区調整率を乗じて得た額(以下この項において「平成十六年度減税たばこ税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額の合算額と、「自動車取得税交付金」という。の交付見込額の百分の七十五に相当する額とあるのは「自動車取得税交付金」という。の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る同号子に掲げる額に平成十六年度減税都区調整率を乗じて得た額(以下この項において「平成十六年度減税自動車取得税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額の合算額と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十六年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の地方消費税交付金の收入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の地方消費税交付金の收入見込額の百分の七十五の額に平成十六年度減税地方消費税交付金の收入見込額の百分の七十五の額を加算した額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の收入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の收入見込額の百分の七十五の額に平成十六年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

5 平成十六年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によつて読み替えられた地方自治法第二百八十二条第一項の規定の適用については、同項中「及び交付金調整額」とあるのは、「同項に規定する交付金調整額、都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）附則第五条第一項第一号へに掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額、都に係る同号子に掲げる額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号子に掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

（平成二七年三月三一日法律第二二号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の改正規定を除く。）及び附則第四条の規定は、国庫負担法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百三十三号）の施行の日から施行する。

(地方交付税法等)の一部改正に伴う経過措置

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(平成十七年における基準財政収入額の算定方法の特例)

卷之三

については基準税率をもつて算定した都の所得割の収入見込額から都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第十二号)。(以下この項において「平成十七年地方交付税法等改

正法」という。附則第五条第一項第一号亦に掲げる額に同項に規定する額と同一の額とする。正法と同一の額とする。正法と同一の額とする。

得た額（以下この項において「平成十七年度減税地方消費税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整額」という。」の百分の七十五に相当する額」とあるのは、

の「自動車取得税交付金」といふ。この交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る同号手に掲げる額に平成十七年まで減税都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十七年まで減税都区調整率」をもつて「平成」といふ）

度減税自動車取得税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額の合算額と、「事業所税の収入見込額」とあるのは、「事業所税の収入見込額(特別区の所得割の収入見込額については基準

方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十七年度減税地方消費税調整額の百分の七十五の額を加算した額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の

三十一年度に於ける其の支拂額は、年利五厘を以て算出する所の如き、金利の調整額並びに都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成七年法律第十一号)附則第十五条第一項第一号本に掲げる額に該通則にて定める率を乗じて得た額と同額とし、三十一年度に於ける其の支拂額は、年利五厘を以て算出する所の如き、金利の調整額並びに都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成七年法律第十一号)附則第十五条第一項第一号本に掲げる額に該通則にて定める率を乗じて得た額と同額とす。

都に係る同号へに掲げる額に当該率を乗じて得た額、都に係る同号子に掲げる額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号子に掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

(施行期日) 附 則 (平成二八年三月三一日法律第八号) 抄

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項中地方交付税法第六条の改正規定、同法附則第三条の二を削る改正規定及び同法附則第七条の次に一条を加える改正規定、第二項中交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の改正規定

定 同法附則第四条の一及び第四条の三を削る改正規定並びに同法附則第七条の一の改正規定並びに第六条及び第八条の規定並びに附則第一条第二項、第三条第二項、第八条及び第十条の規定
平成十四年四月一日

二 第七条及び附則第七条の規定
国補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十号)の施行の日

(第七条の規定による地方特例交付金等の地方財政の特別手当措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条に規定する改正後の地方債償付金等の増加額に相当する額（次項において「新規債務償付金法」といふ）の特定期に、地方交付税から適用する。

平成十八年度に限り、地方公共団体に対し四月に交付すべき地方特例交付金の額は、新特例交付金法第九条第一項の規定にかかるらず、都道府県にあつては当該都道府県に対する平成十七年度

この項において同じ。)の総額(以下この項において「児童手当特例交付金総額」という。)の二分の一に相当する額を各都道府県の児童(国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十号)第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)附則第七条第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童で総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の数があん分した額のうち当該都道府県に係る額の二分の一に相当する額の合算額として総務省令で定めるところにより算定した額とし、市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)にあっては当該市町村に対する平成十七年度分の減税補てん特例交付金の額に平成十八年減税補てん特例交付金伸び率を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び児童手当特例交付金総額の二分の一に相当する額を各市町村の児童の数があん分した額のうち当該市町村に係る額の二分の一に相当する額の合算額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

第八条 第八条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成十九年度分の地方特例交付金及び同年度分の地方交付税から適用する。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次項において「新特例交付金法」という。)の規定は、平成十九年度分の地方特例交付金から適用し、平成十八年度分までの地方特例交付金については、なお従前の例による。

第四条 第三条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次項において「新特例交付金法」という。)の規定は、平成十九年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成十九年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2 平成十九年四月において交付する各地方公共団体の新特例交付金法附則第四条第一項に規定する特別交付金の額は、同条第十項において準用する新特例交付金法第五条第一項の規定にかかわらず、新特例交付金法附則第四条第二項から第七項まで及び第九項の規定により算定した各地方公共団体の特別交付金の額の二分の一に相当する額とする。

附 則 (平成二〇年四月三〇日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次項において「新特例交付金法」という。)の規定は、平成十九年度分の地方特例交付金から適用し、平成十八年度分までの地方特例交付金については、なお従前の例による。

2 平成二十年度に限り、地方公共団体に対し四月に交付すべき地方特例交付金の額は、新特例交付金法第六条第一項の規定にかかわらず、前年度の当該地方公共団体に対する地方特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成二十一年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成二十一年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次項において「新特例交付金法」という。)の規定は、平成二十二年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成二十二年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2 平成二十二年度に限り、新特例交付金法第六条第一項の規定の適用については、同項の表中「前年度の当該地方公共団体に対する児童手当及び子ども手当特例交付金」とあるのは、「前年度の当該地方公共団体に対する児童手当及び子ども手当特例交付金」とあるのは、「前年度の児童手当特例交付金」とする。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)の公布の日から施行する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成二十三年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成二十二年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十三年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日（この法律の公布の日が同月一日後となる場合には、公布の日）から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成二三年五月二日法律第三五号) 抄

(施行期日) **附 則** (平成二三年八月三〇日法律第一〇七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成二四年三月三一日法律第一八号) 抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成二四年三月三一日法律第一八号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成二八年三月三一日法律第一三号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成二八年三月三一日法律第八六号) 抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成二九年三月三一日法律第三号) 抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成二九年三月三一日法律第三号) 抄

第一条 この法律は、平成二十九年三月三一日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成二九年三月三一日法律第三号) 抄

第一条 この法律は、平成二九年三月三一日から施行する。

(施行期日) **附 則** (平成二九年三月三一日法律第三号) 抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

第五条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「新特例交付金法」という。）の規定は、平成二十九年度分の地方特例交付金及び地方交付

税から適用し、平成二十八年度分までの地方特例交付金及び地方交付税について、なお前例による。

当該額から当該指定都市の区域内に住所を有する個人の道府県民税の所得割の納稅義務者についての当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額の二分の一に相当する額を控除した額」と、「見込額として」とあるのは「見込額（指定都市にあつては、当該額に、当該指定都市の区域内に住所を有する個人の道府県民税の所得割の納稅義務者についての当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額の二分の一に相当する額を加算した額）として」とする。

(施行期日) 平成三年三月二九日法律第二号抄附則

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。
(改令の委託)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日） 附則（平成三年三月九日法律第四号）抄

第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。
附則第二十四条の規定の公布の日

附 則
(平成三十一年三月二九日法律第五号)抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。
(施行期日)

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第五条 第二条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律

ら適用し、平成三十年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

の適用については、新特例交付金法第一条中「同法附則第十二条の二の十第二項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この条及び第三条の二第三項各号において「平成三十一年改正後的地方税法」という。）附則第十二条の二の十第二項」と、「同法附則第十二条の二の十一第二項」とあるのは「平成三十一年法律第二号」第二条の規定による改正後の地方税法

一年改正後の地方税法附則第十二条の二の十一「第二項」と、「同法附則第二十九条の八の二」とあるのは「平成三十一年改正後の地方税法附則第二十九条の八の二」と、「同法附則第二十九条の十八第三項」とあるのは「平成三十一年改正後の地方税法附則第二十九条の十八第三項」と、新特例交付金法第三条の二第三項第一号及び第一号中「地方税法」とあるのは「平成三十一年改正後の

地方税法」とする。

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三一日法律第五号）抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。
(施行期日)

(施行期日) 附則 (令和二年三月三一日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（施行期日）
附 呉
（令和二年四月三十日法律第二六号） 括

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令）の委嘱） 第二条中地方税法第二十条の十三の改正規定及び同法附則に十三条を加える改正規定並びに第四条の規定並びに附則第六条の規定
一 令和三年四月一日

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行
附 則（令和三年三月三一日法律第八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、令和三年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、令和二年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年三月三一日法律第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次項において「新特例交付金法」という。)の規定は、令和四年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、令和三年度分までの地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、なお従前の例による。

2 令和四年度分の地方特例交付金に限り、新特例交付金法第五条第一項の規定の適用については、同項の表四月の項中「地方特例交付金の額」とあるのは「地方交付税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第二号)第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(以下この表において「旧法」という。)第二条第二項に規定する個人住民税減収補填特別交付金の額」と、「地方特例交付金総額に」とあるのは「旧法第三条第一項に規定する個人住民税減収補填特別交付金総額に」とする。

附 則 (令和六年三月三〇日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、令和六年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、令和五年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。